

至誠館大学職員の給与等に関する暫定措置運用規程

(趣旨)

第1条 学校法人菅原学園至誠館大学の職員に支給する給与等については、学校法人菅原学園至誠館大学給与規程に関わらず、当分の間次のとおりとする。

(給与規程関係)

第2条 学校法人菅原学園至誠館大学給与規程の基本給、諸手当に係るものは次のとおり取り扱うものとする。

(1) (削除)

(2) (削除)

(3) (削除)

(4) 第17条 第18条に規定する期末手当及び勤勉手当は、支給を停止する。

(役員等報酬規程関係)

第3条 学校法人菅原学園至誠館大学役員報酬給与規程の報酬に係るものは次のとおり取り扱うものとする。

(1) 第4条に規定する理事(学長)の期末手当は、支給を停止する。

(役員等退職金支給規程関係)

第4条 学校法人菅原学園至誠館大学役員等退職金支給規程に定める常勤で財団法人私立大学退職金財団加入以外の役員及び評議員が退職した場合の退職金は、支給しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成15年 4月 1日 (制定)

ただし、第4条第1項の規定は平成15年1月1日から、第5条の規定は平成14年4月1日から適用する。この規程の施行日以後に新たに本学の職員として任用される者の俸給月額決定について給与規程第6条第1項のほか、第2条第1項の規定により定める職員別俸給月額に準拠する。職員を上級の職務に昇任させるときの俸給月額にかかる、給与規程第6条第4項の規程の運用については、別に定める。

改正 平成17年 9月 1日 (第1回改正)

役員等報酬以外は、平成17年10月1日から施行する。

平成18年 3月 1日 (第2回改正)

平成20年 4月 1日 (第3回改正)

平成26年 4月 1日 (第4回改正)

平成27年 4月 1日 (第5回改正)

平成31年 4月 1日 (第6回改正)